

資料 2 生駒市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

(平成29年4月1日現在)

役職	委員名	所属	分野
会長	梅川 智三郎	一般社団法人生駒市医師会 医師	保健・福祉・医療・教育 又は雇用に関する職種に 従事する者
副会長	神澤 創	帝塚山大学 心理学部教授	学識経験者
委員	関谷 多摩恵	社会福祉法人いこま福祉会 理事長	指定相談支援事業者関係 者、障害福祉サービス事 業者の代表者
委員	辻村 秦範	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 理事長	指定相談支援事業者関係 者、障害福祉サービス事 業者の代表者
委員	松村 和泉	特定非営利活動法人あけび 理事長	指定相談支援事業者関係 者、障害福祉サービス事 業者の代表者
委員	伊藤 竹男	生駒市身体障害者福祉会 会長	障がい福祉団体代表者
委員	安田 まゆみ	生駒市障がい児・者を守る連合会 生駒市手をつなぐ育成会 会長	障がい福祉団体代表者
委員	上村 京子	精神障害者地域家族会 ひだまり家族会 会長	障がい福祉団体代表者
委員	中尾 初美	生駒市民生委員・児童委員連合会 理事	生駒市民生委員・児童委 員代表者
委員	新谷 厚	生駒市社会福祉協議会 常務理事	生駒市社会福祉協議会 代表者

(順不同、敬称略)

資料3 第5期生駒市障がい者福祉計画策定経緯

日程	生駒市障がい者地域自立支援協議会での審議等
平成29年5月29日	第1回生駒市障がい者地域自立支援協議会 【主な内容】 (1) 生駒市の障がい福祉の動向について (2) 第5期生駒市障がい者福祉計画策定について (3) 地域生活支援拠点事業について (4) 平成29年度生駒市の障がい者福祉の取り組みについて
7月28日	第2回生駒市障がい者地域自立支援協議会 【主な内容】 (1) 第4期障がい者福祉計画の進捗評価について (2) 障がい者福祉計画策定に関する市民アンケート結果及びサービス提供事業者等ヒアリング結果について (3) 第5期生駒市障がい者福祉計画第1部（素案）について
10月5日	第3回生駒市障がい者地域自立支援協議会 【主な内容】 (1) 第5期生駒市障がい者福祉計画第2部（素案）について (2) アンケート調査（報告）について
11月2日	第4回生駒市障がい者地域自立支援協議会 【主な内容】 (1) 第5期生駒市障がい者福祉計画（案）（平成30年度～平成32年度）について (2) 生駒市地域生活支援拠点事業について
12月14日	平成29年12月生駒市議会 厚生消防委員会で計画（案）の説明
12月16日～ 平成30年1月15日	計画案のパブリックコメント実施（31日間）
3月14日	平成30年3月生駒市議会 厚生消防委員会で計画の説明
4月1日～	第5期生駒市障がい者福祉計画対象期間開始

資料 4 生駒市障がい者地域自立支援協議会開催要綱

（趣旨）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第89条の3第1項に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、生駒市障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の役割）

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域ネットワーク構築等に向けた協議に関する事
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事
- (3) 障がい者福祉計画に係る助言や進捗状況の把握に関する事
- (4) 相談支援事業者の運営評価等に関する事
- (5) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関する事
- (6) 障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する事
- (7) その他協議会において必要と認める事

（構成）

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・医療・教育または雇用に関連する職種に従事する者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 指定相談支援事業者関係者
- (5) 障がい関係団体の代表者
- (6) 生駒市民生児童委員代表者
- (7) 生駒市社会福祉協議会代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とし、再任はさまたげない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（担当者会）

第7条 第3条に規定する所掌事項について協議し、その取扱いを調整するため、協議会に担当者会を置く。

- 2 担当者会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 第3条に規定する所掌事項について必要な資料の収集、調査及び研修を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に選任された委員の任期は、第5条の規定に関わらず2年8ヶ月とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

表紙デザインについて

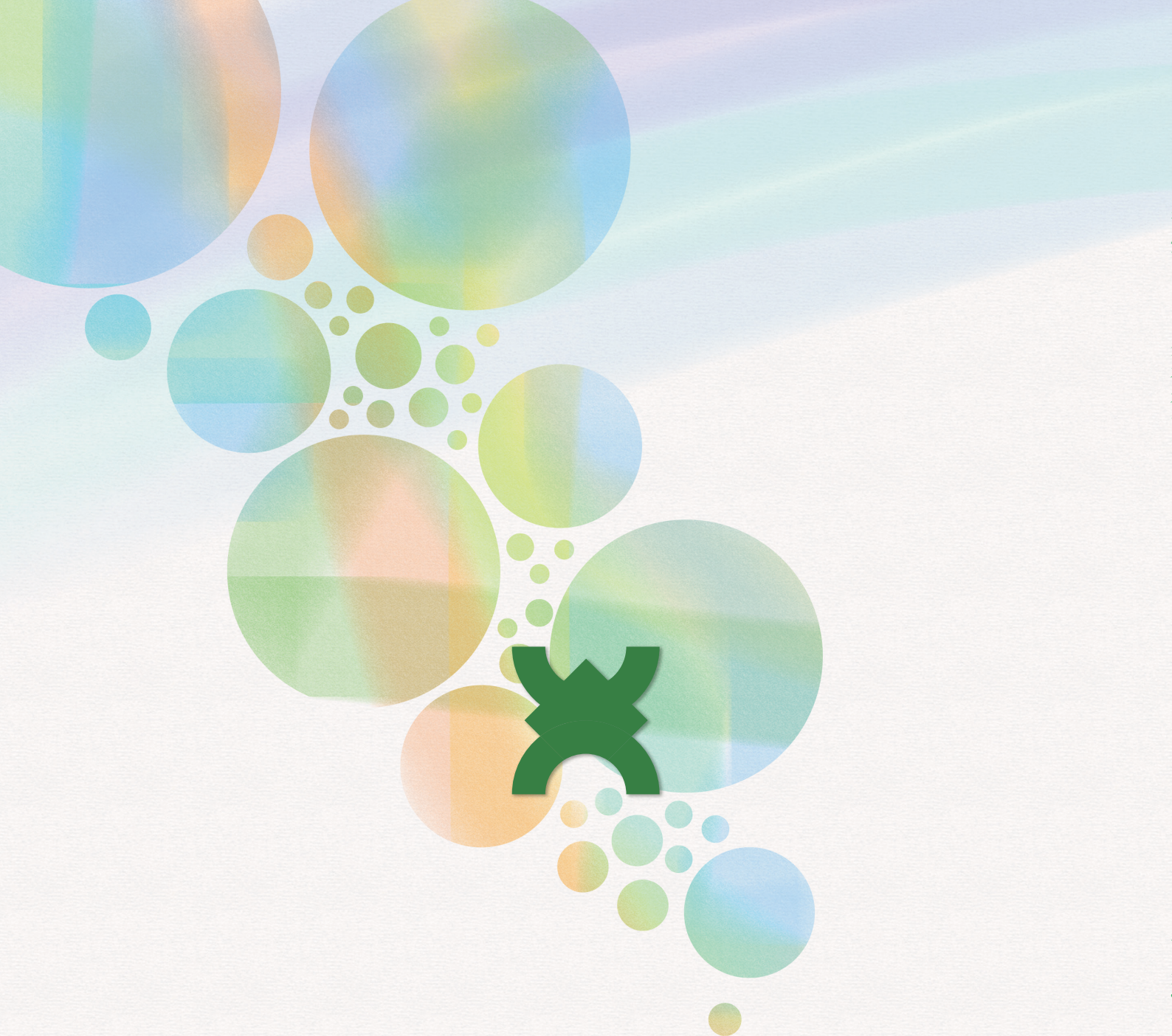
メインモチーフの木は人や社会が大きく育っていくことをイメージしています。

この木の根元は3つに分かれているのですが、これは中央の木だけだと、細くて倒れてしまうけれど、支えることで大きな葉をつけてたくましく成長して行くことを表現しています。

鳥も陽も離れた所から木の成長を見守っているイメージです。

下の方には川（青いライン）を書きましたが、川のように長く、障がい者にとって住みよい街であることが続くよう描きました。

全体を通して多くの色を使ったり、様々な大きさの丸い形は、障がいのある人もない人も含めた、十人十色で明るいイメージです。



発行日 平成 30 年 3 月

発行者 生駒市 福祉健康部 障がい福祉課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

TEL 0743-74-1111 (代表) FAX 0743-74-1600

障害者優先調達推進法の趣旨に基づき障がい者就労施設で制作しました。